

## 第24回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第63号 非農地証明願いについて

日程第 4 報告第64号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 5 報告第66号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 6 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第77号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

今日は久しぶりの雨となりましたが、6月15日に県内梅雨入りと報道が出されてから、しばらく空梅雨状態が続いていたところでしたが、ようやく梅雨らしい天気、降る時に降ってもらわないと大変と思いますが、平野部の方はこのような状況ですが、上流は物凄く雨です。朝から濁流になっていまして、川の半分までも濁り水が入っている状況で、明日の朝まで洪水注意報が出ていますので、十分注意して頂きたいと思ったところでもあります。

先日、町の振興協議会の総会に参加してまいりまして、その時に普及所の方から稲の生育状況について話がありましたが、全体的に遅れが見られるということでありました。移植の早い方の方は生育が順調で十分取れるという見込みだということでありました。移植の時期の差がかなりということ、6月上旬の低温もありましたし、これも影響するのではないかという話でありました。

まわりを見渡すとロシアのウクライナ侵攻がまだまだ続いておりまして、長く続けば続くほど、いろんな日常品、食料品、農業に関しては農業資材、畜産に関しては家畜の飼料等、物流もそうですが、すべてが値上げで、この先どうなるのか、早く終息して欲しいと願うばかりであります。その値上げの裏に、コロナも潜んでいるということで、先のちょっと見えないので、梅雨明けと一緒に綺麗になって欲しいという感じになります。みなさんと一緒に頑張っていきたいと思います。

それでは、ただいまより第24回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、2番朝倉隆一郎委員、3番舟山平次委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第63号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

非農地証明願いについて報告いたします。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	白川字善光南下257-3	
	地目地積	田2筆で327㎡	
2番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字上高野三2287-1はじめ2筆	

	地目地積	田 2 筆で 2,525 m <sup>2</sup>	
3 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	手ノ子字中里六 646-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 4 筆で 4,811 m <sup>2</sup>	
4 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	黒沢字二本松 770	
	地目地積	畑 1 筆で 329 m <sup>2</sup>	

1 番の案件は、昭和 50 年頃、宅地として利用しておりまして、また圃場の形状と条件が悪く長らく耕作されていなかったためです。6 月 10 日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。2 番の案件は、昭和 63 年頃、中山間地で条件が悪く、20 年以上耕作されていなかったためです。5 月 19 日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。3 番の案件は、平成 10 年頃から、中山間地で農地条件が悪く、20 年以上耕作されていなかったためです。6 月 23 日、地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。4 番の案件は、昭和 44 年頃から、小屋が建てられ、50 年以上も農地として利用されていなかったため、農地性が失われているためです。5 月 18 日、地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。以上、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 6 4 号「農地法第 18 条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 18 条の規定による報告について説明を致します。

1 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	下屋地字東長者原 337 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 20,905 m <sup>2</sup>	
2 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字中椿 3301	
	地目地積	田 1 筆で 936 m <sup>2</sup>	
3 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字中椿 3301	
	地目地積	田 1 筆で 936 m <sup>2</sup>	
4 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇

	届出地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 21,829 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 21,829 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字原尻 763-23	
	地目地積	田 1 筆で 1,892 m <sup>2</sup>	

以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第5報告第65号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告いたします。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字石箱 1550-1	
	地目地積	畑 1 筆で 150 m <sup>2</sup>	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小屋字館ノ下 47-1 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 10 筆畑 2 筆で 6,516 m <sup>2</sup>	
3 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字向原五 574-3 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 2 筆で 7,611 m <sup>2</sup>	

1 番の案件は、令和 4 年 5 月 25 日相続による取得であっせん希望はございません。  
 2 番の案件は、令和 4 年 4 月 5 日相続による取得であっせん希望はございません。  
 3 番の案件は、令和 4 年 5 月 16 日相続による取得であっせん希望があります。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第6議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審査を求めます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字北長者原 26-2 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 16 筆で 21,739 m <sup>2</sup>	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字三ノ坂 2947-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 3 筆で 8,783 m <sup>2</sup>	

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　2 番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇は兄弟であります。新規になってはいますが、お父さんが亡くなってからで、相続でこういう形になっております。今までも〇〇〇が耕作しておりましたので、何ら問題ありませんでしたし、今後も問題ないと思われれますので、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 　　それでは、私の方から 1 番の案件について説明したいと思えます。この農地は〇〇〇という形で借りておりました。先ほど解約の報告がありましたが、〇〇〇が借りていましたが、組合を解散したということで、〇〇〇が借りることで、総額で 17,652 円という金額になっておりますが、ここはつり橋を渡った農地で大型機械が入れなく、中津川の白川を渡った農地で 2 町歩以上あり、ここはなかなか山菜として使えないので、この金額になったので、ご審議のほどよろしく願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 7 議案第 7 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字博士三 90-1	
	地目地積	畑 1 筆で 362 m <sup>2</sup>	

転用事由は、住宅の建設になります。工事着手は、許可後で、令和4年12月31日に完了予定です。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地の転用と考えます。第2種農地の転用は、1種農地と同様に、住宅建設の申請において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できるとされております。

以上、説明しましたのでよろしくご審議のうえ許可くださいますようお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 説明はあったように6月23日に現地調査を行ってきました。〇〇〇の三男と奥さんが新たに住宅を建てて、一緒に住むわけでないんですが、家族して実家にくるということでした。その畑についても、現在、全部を使っておらず、一部草地となっておりますので、特に問題なく住宅を建てて家族として住まれるということですので、よろしくご審議お願い致します。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第77号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 　　農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。利用権設定が15件となっております。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で21,829㎡	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4297	
	地目地積	田1筆で7,632㎡	

3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2120	
	地目地積	田 1 筆で 300 m <sup>2</sup>	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,305 m <sup>2</sup>	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,058 m <sup>2</sup>	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田二 2158	
	地目地積	田 1 筆で 100 m <sup>2</sup>	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田二 2156	
	地目地積	田 1 筆で 1,791 m <sup>2</sup>	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3417-1	
	地目地積	田 1 筆で 8,502 m <sup>2</sup>	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字上田 443 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 17,123 m <sup>2</sup>	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字高瀬 618 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 11,717 m <sup>2</sup>	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字下田 578 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,772 m <sup>2</sup>	

12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字熊野下 594 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7,566 m <sup>2</sup>	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高造路字宮ノ前 39-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 5,485 m <sup>2</sup>	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字川前 578	
	地目地積	田 1 筆で 4,432 m <sup>2</sup>	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字鳥居原 455 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 10,477 m <sup>2</sup>	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。最初に 3 番から 7 番の案件について事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 3 番から 7 番の案件ですが、いずれも再設定でございます。何ら問題ありませんでしたので、これからも問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。7 番の案件の金額が〇〇円となっておりますが、これは土地改良分を含めた金額になっているようですので、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって 3 番から 7 番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって承認することに決定致しました。それで

は、他の案件について審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 2番の案件ですが、岡南 4297 は1筆になっておりますが、現況は4枚の田んぼになっております。借受人の〇〇〇は地域で農地を引き受けながら一生懸命やっている法人であります。再設定ということで何ら問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。8番の案件ですが、借受人の〇〇〇はIターンで飯豊町に来られて、農業を一生懸命取り組んでおられます。現在は、〇〇〇の近くの大型ハウス2棟で花作りをやっておられます。この件につきましても再設定ということで、今までも何ら問題なくやっておられますので、今後も問題なくやっていくと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。なお、この2件の小作料につきましても、〇〇円となっておりますが、賦課金は地主さんが持つということでした。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件ですが、借受人の〇〇〇、前耕作者の〇〇〇、同じ畜産関係の仲間であります。〇〇〇に黒沢谷地田地区の農地を耕作してもらえないかと〇〇〇が引き受けたということでありま。〇〇〇は稲作と畜産の大規模な経営を行っている農家でありますので、特に問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、私の方から9番から15番の案件について説明したいと思ひます。いずれも再設定であります。今までも問題なく耕作していまし、山間部の農地を守る意味でも〇〇〇を大事にしていけないと思ひておひます。〇〇円の小作料は両者合意の上での金額でありますので、何ら問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 よって決議することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第24回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

( 午前10時15分閉会した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年6月27日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員（2番） \_\_\_\_\_

署名委員（3番） \_\_\_\_\_